

表-13.2(1) 国土交通大臣意見に対する事業者の対応一覧

	国土交通大臣意見	事業者の対応
1	<p>小型コウモリ類が出産・ほ育の場として利用しているA洞窟及びD洞窟については、その保全に万全を期すること。</p>	<p>A、D洞窟について、小型コウモリ類の採餌場への移動経路及び洞口環境並びに周辺環境の保全に万全を期すために、A、D洞口周辺の土地を取得することを追記した。(p6-12-256,317~318, p7-63)</p> <p>A洞窟の奥部より海側の上部に設置するドレーン層は、A洞窟の奥部には影響を及ぼすことはないと考えられるが、A洞窟奥部への影響をより確実に回避するため、ドレーン層をさらに下流側に移動して、より万全な対策を講じることを追記した。(p6-12-256~258)</p>
2	<p>本事業の実施に伴い消失するとしているB洞窟、C洞窟及びE洞窟については、できる限り小型コウモリ類が継続してこれらの洞窟を利用できるよう、実態、機能等について専門家の指導・助言を得た上で、各洞窟について可能な限り保全すること。また、検討の過程及び講じる措置を評価書に記載すること。</p>	<p>B、C、E洞窟は、地下水の水みちであり、地下の空洞として残存することから、B洞窟は新たな洞口を創設する。C洞窟はトンネルを設け、敷地外に創出する緑地に新たな洞口を創設する。E洞窟は洞口部に溢水の受け皿枡を設置し、ボックスカルバートで導水することから、小型コウモリ類の利用に配慮して、ボックスカルバート内の工夫、洞口付近への樹木の植栽等を行う。また実施に向けては、さらに専門家の指導助言を得た上で、具体的な形状等を決定することを追記した。(p7-68~71)</p>
3	<p>事業実施区域及びその周辺で、A~E洞窟以外に確認されている洞窟については、小型コウモリ類の利用については、追加調査を行うこと。調査の結果、小型コウモリ類の利用が確認された場合は、できる限り小型コウモリ類が継続してこれらの洞窟を利用できるよう、専門家の指導・助言を得た上で、可能な限り保全すること。また、検討の過程及び講じる措置を評価書に記載すること。</p>	<p>事業実施区域及びその周辺で、A~E洞窟以外に確認されている11洞窟について、平成17年5月、6月に小型コウモリ類の利用状況調査を実施した。</p> <p>調査の結果、数個体が確認された⑨、⑩洞窟は、事業実施区域外であり、事業により改変されることはない。事業実施区域内の②、④洞窟の空間は残存し、引き続き水みちとなるようボックスカルバートで飛行場の外側に導水する計画であるが、ボックスカルバートについては小型コウモリ類が洞窟への新たな出入り口として利用できるよう配慮することを追記した。(p6-12-177~181, p7-70~71)</p>
4	<p>ヤエヤマコキクガシラコウモリが出産・ほ育を行うA洞窟奥部の上部にドレーン層が設置される場合は、A洞窟奥部の地下水に影響を及ぼすことがないよう、ドレーン層の位置、浸透方法についてさらに検討を行い、それらの見直しを含めた適切な措置を講じること。また、検討の過程及び講じる措置を評価書に記載すること。</p>	<p>A洞窟の奥部より海側の上部に設置するドレーン層が地下水へ及ぼす影響を検討したところ、A洞窟の奥部には影響を及ぼすことはないと考えられるが、A洞窟奥部への影響をより確実に回避するため、ドレーン層をさらに下流側に移動して、より万全な対策を講じることを追記した。(p6-12-256~258)</p>
5	<p>小型コウモリ類が生息する洞窟の周辺において樹木、草地等の改変を行う場合には、移動経路及び餌場を確保すること。また、移動経路及び餌場が出来る限り早く確保されるよう樹木、草地等の改変の工程を工夫すること。これらの検討の過程及び講じる措置を評価書に記載すること。</p>	<p>小型コウモリ類の移動経路及び餌場として事業実施区域西側及び北側に約50m幅の緑地を創出すること、また、A、D洞窟の洞口周辺から国道周辺の樹木に至る範囲に緑地を創出することを追記した。(p6-12-318~319, p7-63)</p> <p>事業による土地改変は段階的に実施し、樹木の伐採は、全体を一度に行わず、2~4年次に段階的に行うこと、また採餌場所、移動経路となる緑地を早期に創出することを追記した。(p6-12-318~319, p7-63)</p>